

第4章

都市機能誘導区域及び誘導施設の検討

第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設の検討

1. 都市機能誘導区域設定の考え方

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法に定める「都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域」のことで、医療・福祉・子育て支援・商業といった行政や民間の生活サービス施設をいかに誘導するかが重要であるという観点から設定された区域です。

本制度は、一定のエリアに誘導したい機能、エリア内における支援措置を明示することにより、エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもので、都市計画法に基づく都市計画マスタープランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みとなっています。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点等に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定める区域です。

(参照：都市計画運用指針)

(2) 都市機能誘導区域の設定方針

① 都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域の設定にあたっては、都市計画運用指針において都市機能誘導区域の設定に示される内容に基づき設定します。

都市機能誘導区域として定めることが考えられる区域

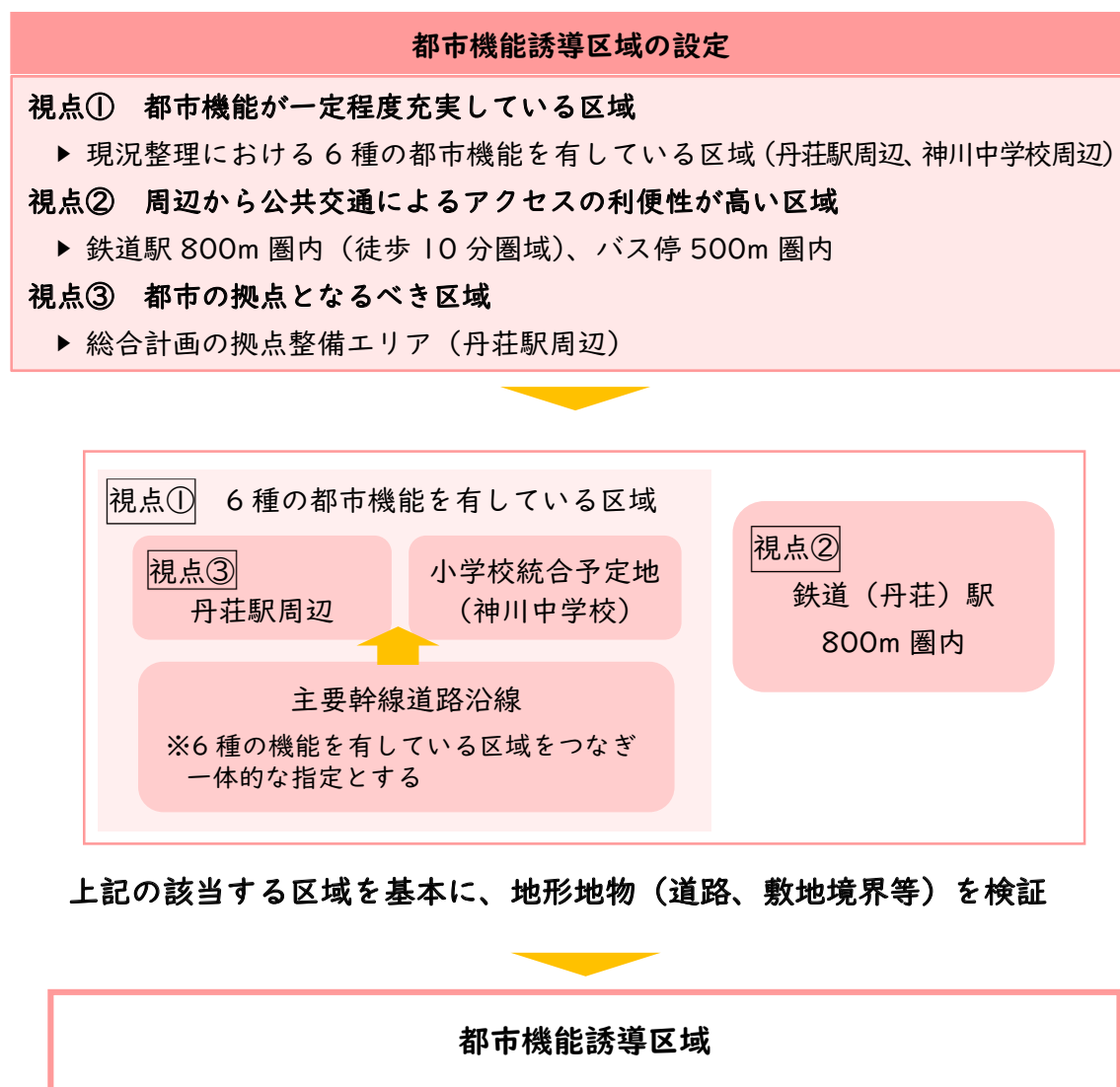
- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

② 都市機能誘導区域の設定方針

本計画で目指す将来像の実現に向けて、第3章の「4. 誘導方針の検討」において掲げた「誘導方針Ⅰ 役場や丹荘駅周辺の都市機能と人口密度を維持した、利便性が高く安全な拠点市街地の形成」に基づき、区域設定を行います。

区域の規模は、「鉄道駅に近い」、「都市機能が一定程度充実している区域」、「都市の拠点となるべき区域」を基本として設定します。

なお、都市の拠点となるべき区域は、第2次神川町総合計画の土地利用構想における「拠点整備エリア」を基本とします。

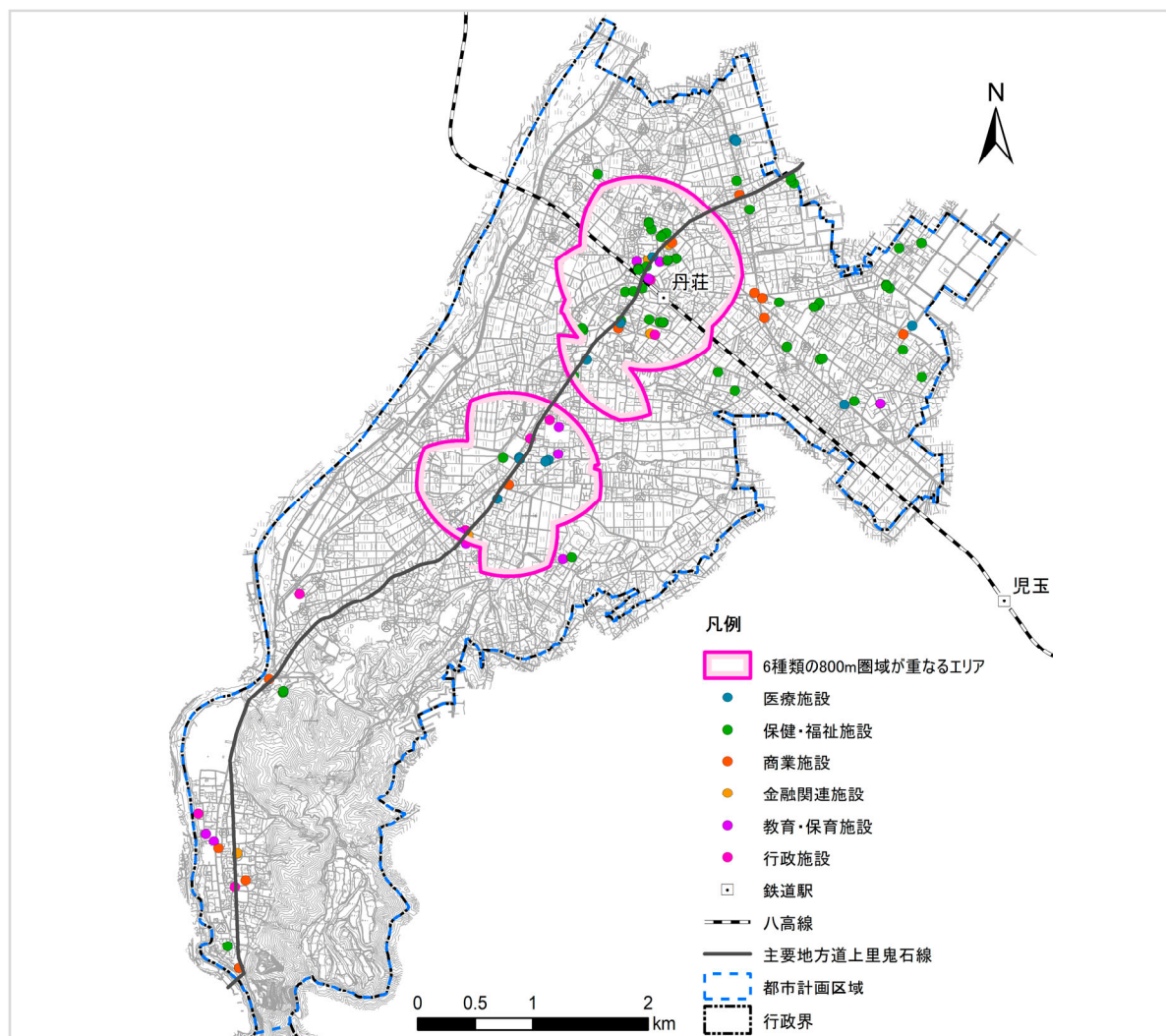


2. 都市機能誘導区域の検討

(1) 都市機能誘導区域に設定する区域

視点① 都市機能が一定程度充実している区域

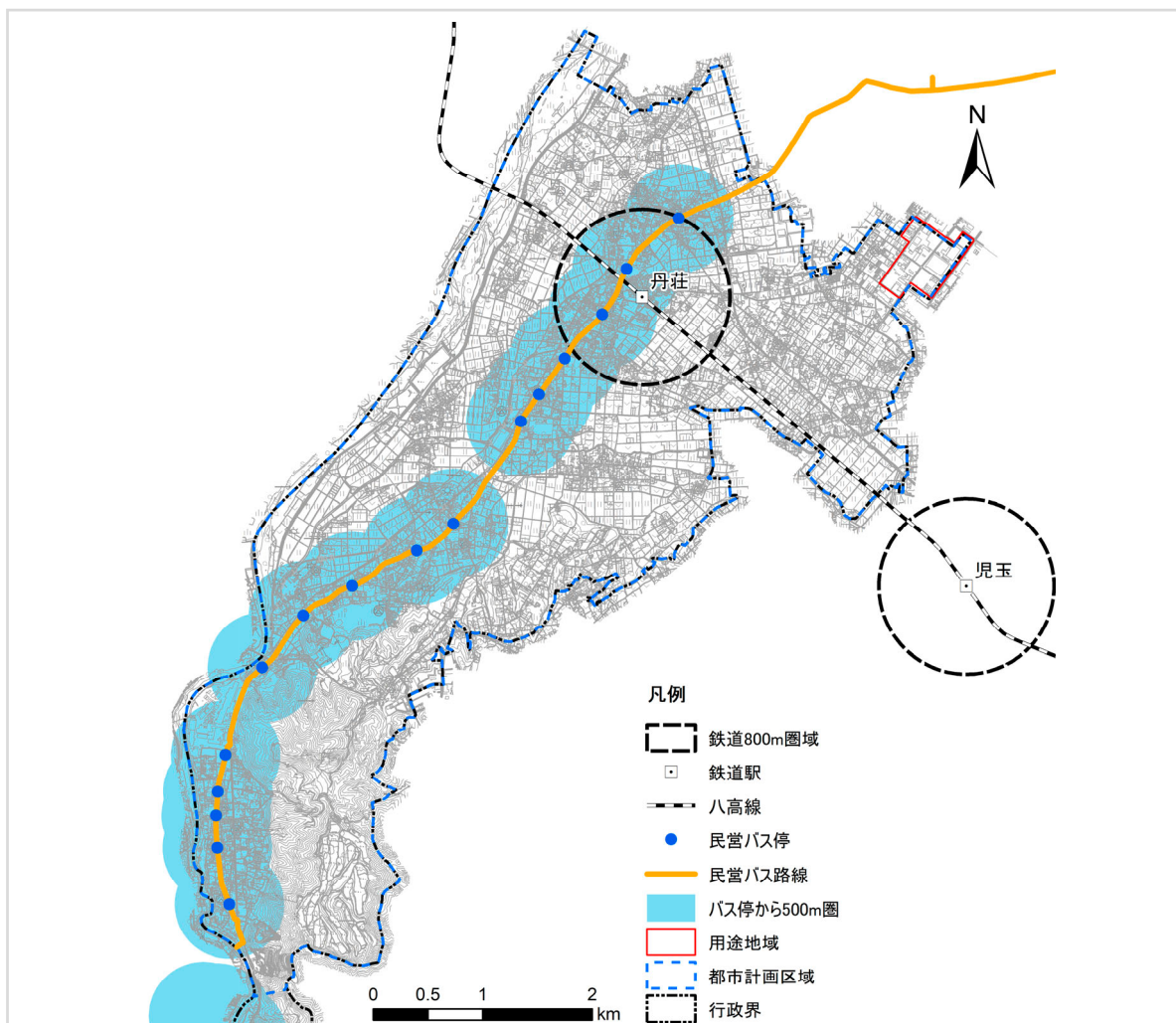
- ・都市機能が一定程度充実している区域として、現況整理における6種の都市機能の徒歩圏が重なるエリアを設定します。
- ・6種の徒歩圏となるエリアは、丹荘駅と神川中学校周辺の2か所に分かれているため、一体的なエリアとするため主要地方道上里鬼石線の道路境界から20m圏内を主要幹線道路沿道と位置づけます。



■6種類の都市機能の徒歩圏が重なるエリア

視点② 周辺から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

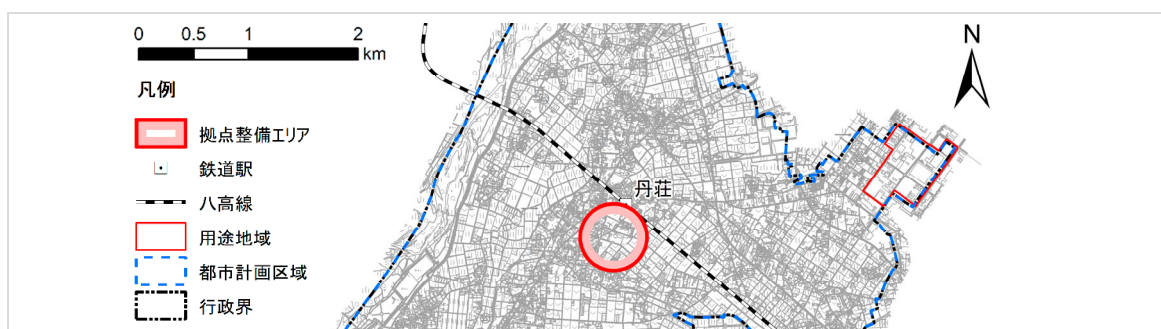
- ・公共交通によるアクセスの利便性が高い区域として、鉄道駅から徒歩 10 分となる 800m 圏域を鉄道の徒歩圏と設定し、公共交通の利便性が高いエリアを設定します。
- ・バス停から徒歩約 6 分となる 500m 圏域をバス停の徒歩圏と設定し、公共交通へのアクセスの利便性が高いエリアを設定します。



■鉄道駅・バス停の徒歩圏

視点③ 都市の拠点となるべき区域

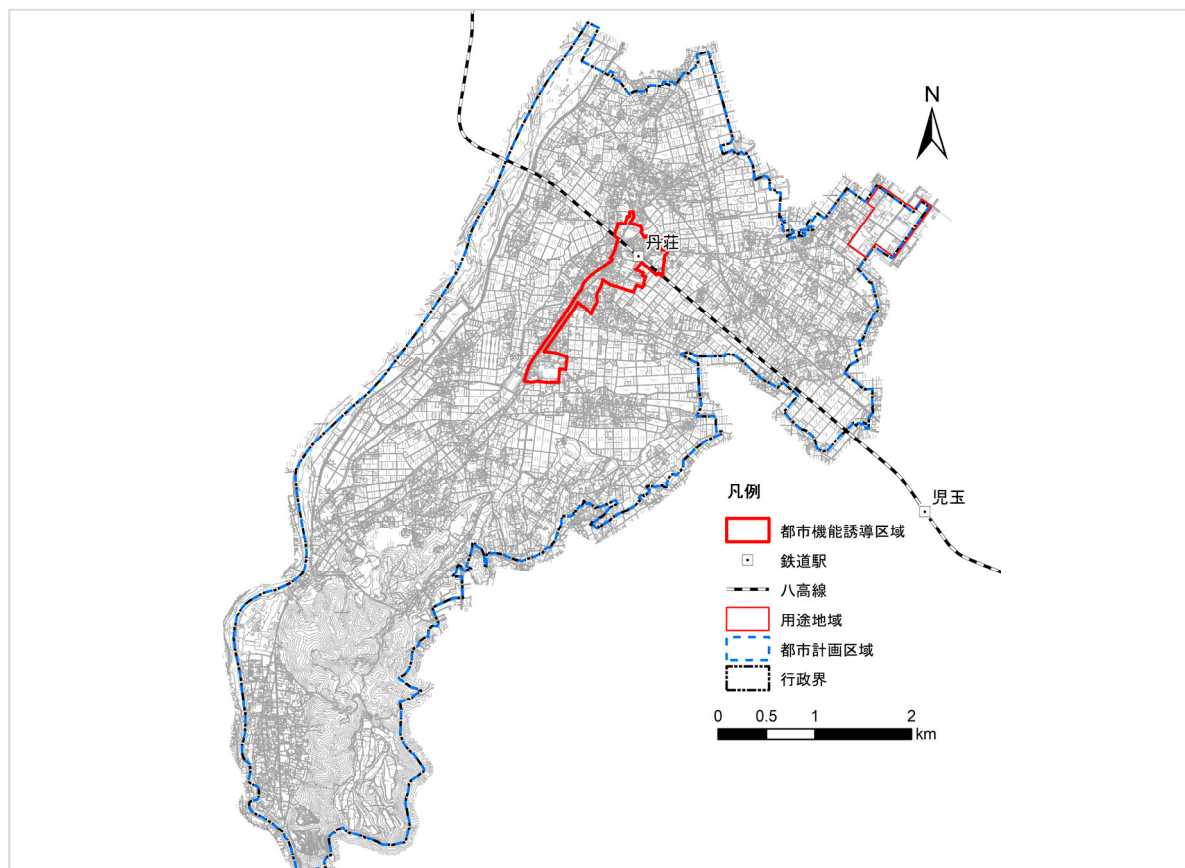
- ・総合計画における拠点整備エリアのおおよその範囲について把握します。



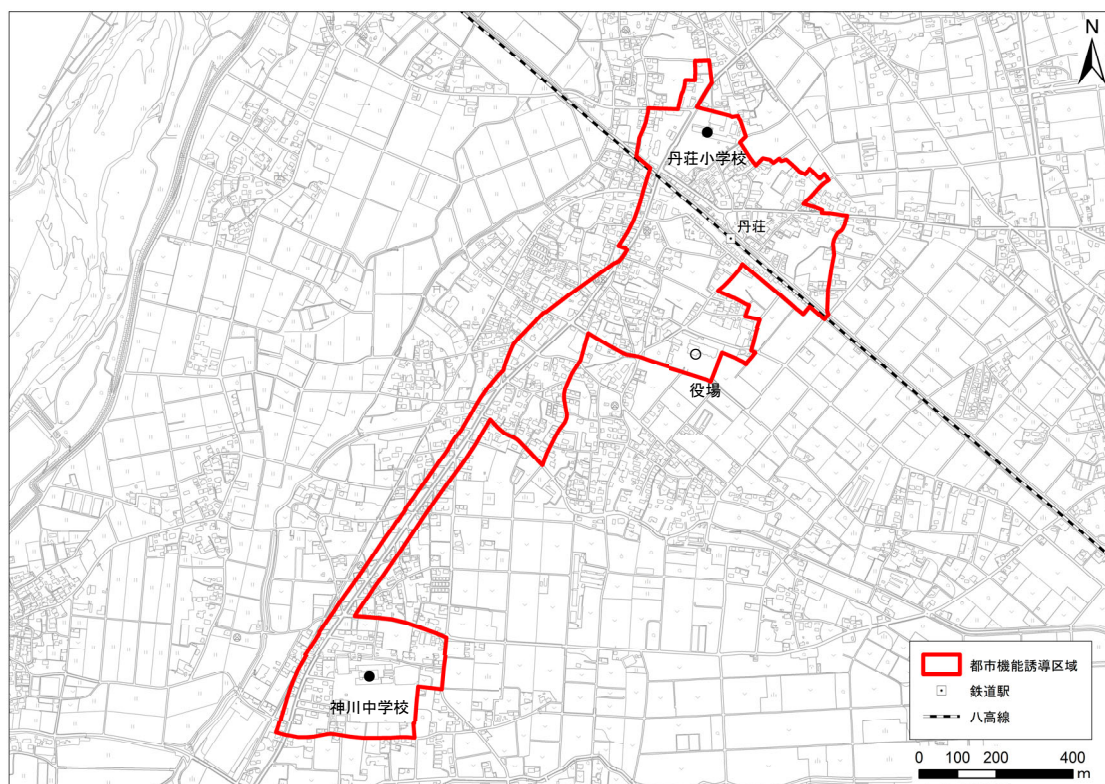
■拠点整備エリア

(2) 都市機能誘導区域の設定

本町における都市機能誘導区域を以下のように設定します。



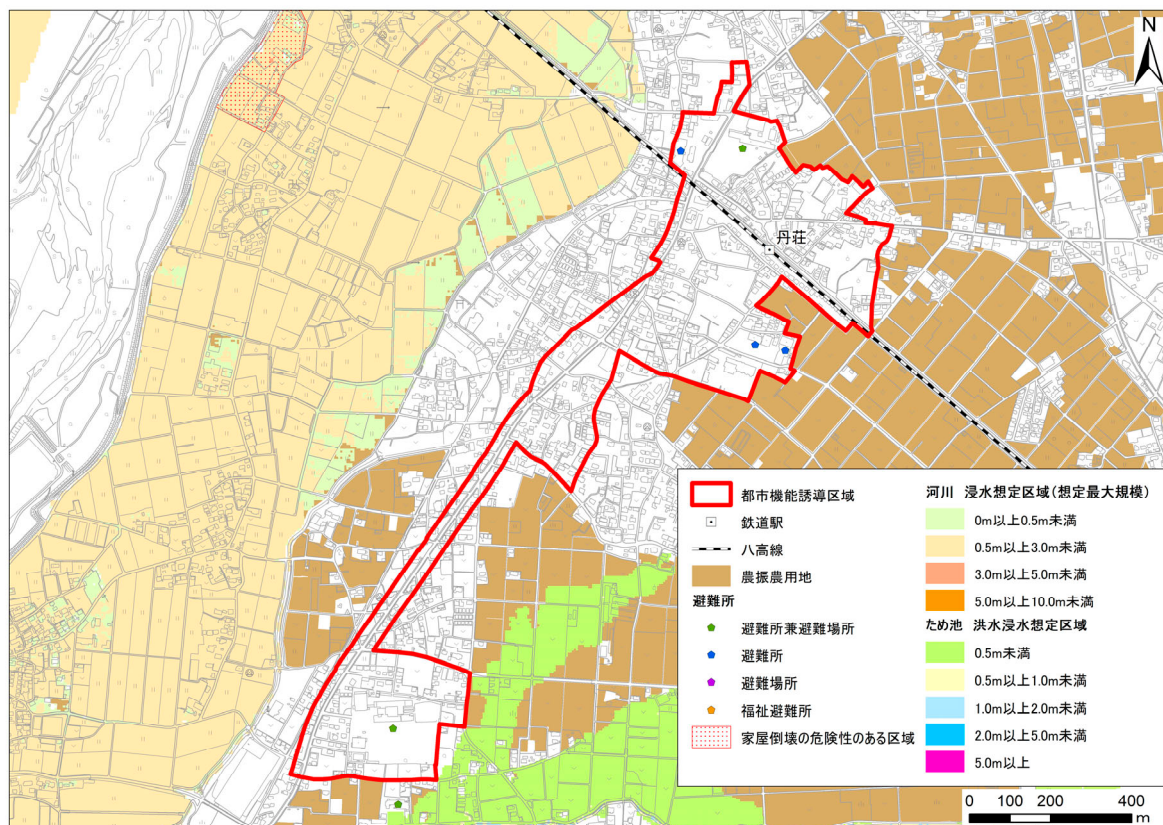
■都市機能誘導区域



■拡大図

【検証】災害リスクと農振農用地の状況

- ・都市機能誘導区域と各災害ハザード情報、避難所を示します。災害リスクの高い区域については、誘導区域の見直しを検討します。
- ・農振農用地区域は除外します。

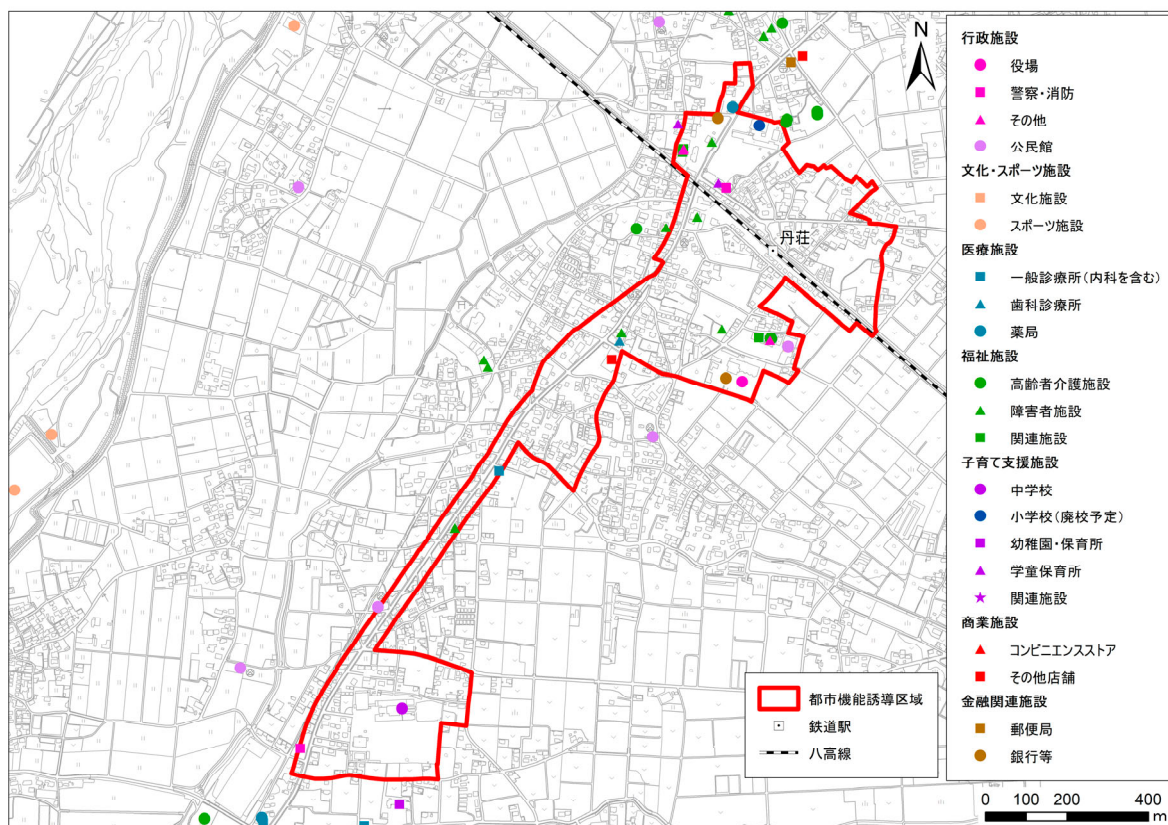


■都市機能誘導区域と災害リスク、農振農用地

3. 都市機能誘導区域と都市機能の立地状況

都市機能誘導区域内に位置する都市機能の状況を以下に示します。

- ・ まちの拠点となる都市機能誘導区域内に、都市機能は 34 機能あります。
- ・ 行政施設は、都市機能誘導区域内に 7 機能ありますが、スポーツ施設は都市機能誘導区域内にはありません。
- ・ 医療施設は、分類ごとに 1 機能ずつ都市機能誘導区域内に位置しています。
- ・ 高齢者施設の多くは都市機能誘導区域外に位置しています。
- ・ 商業施設の多くは都市機能誘導区域外に位置しており、買い物等の利便性が低いと考えられます。



■都市機能誘導区域と都市機能の分布状況

■都市機能の立地状況(機能数)

分類			都市計画区域内			都市計画 区域外
			都市機能誘導 区域内	都市機能誘導 区域外	合計	
公共 公益 施設	行政	役場	1	0	1	1
		駐在所	1	2	3	1
		消防署分署	1	0	1	1
		その他	4	1	5	0
	コミュニティ施設	公民館など	1	15	16	12
	文化・スポーツ施設	文化施設	1	0	1	2
		スポーツ施設	0	5	5	1
医療 ・ 福祉	医療	一般診療所 (内科を含む)	1	3	4	0
		歯科診療所	1	3	4	0
		薬局	1	3	4	0
	保健福祉	高齢者施設	2	43	45	5
		障害者施設	10	18	28	0
		関連施設	4	0	4	0
子育て 支援	子育て	小中学校	2	0 (1)	2 (3)	0 (1)
		幼稚園・保育所	0	3	3	0
		学童保育所	1	3	4	0
		関連施設	0	1	1	0
生活 サービ ス	商業	コンビニエンス ストア	0	7	7	0
		その他店舗	1	4	5	2
	金融施設	郵便局	0	3	3	1
		銀行等	2	1	3	0
計			34	115 (116)	149 (150)	26 (27)

※ () は、統廃合が予定されている現在の小中学校の立地状況による値である

※ 総合福祉センター、保健センター、地域包括支援センターの3機能は行政(その他)、保健福祉(関連施設)のそれぞれで集計

4. 誘導施設の考え方

都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を誘導施設として設定します。設定の際には、神川町公共施設等総合管理計画を踏まえ、都市機能誘導区域内に必要な施設を検討します。

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下の施設を定めることが考えられます。

- ・ 病院、診療所などの医療施設
- ・ 社会福祉施設等の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の要素となる子育て支援施設や教育施設
- ・ 賑わいを生み出す文化施設やスーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する役場等の行政機能

神泉地域に立地する施設については、地域住民の日常生活を支える機能として、現状維持が望ましいと考えます。

■誘導施設の考え方

：誘導施設の候補

分類			拠点性のある施設	身近な生活施設	立地の考え方
公共公益施設	行政	役場	○	—	町の中心的な行政機能として都市機能誘導区域内での立地が望ましい。
		駐在所	—	○	緊急時に日常生活圏から近い場所での立地が望ましい。
		消防署分署	—	○	
	コミュニティ	中央公民館など	○	—	まちの賑わいを生み出す施設として誘導区域内での維持が望ましい。
		集会所など	—	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
	文化・スポーツ施設	文化施設 (中央公民館展示室)	○	—	まちの賑わいを生み出す施設として誘導区域内での維持が望ましい。
スポーツ施設 (体育館など)		○	—	広い敷地を必要とするため、必ずしも都市機能誘導区域内への立地は求められることはない。	
医療・福祉	医療	一般診療所 (内科を含む)	○	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
		歯科診療所	○	○	
		薬局	○	○	
	保健福祉	総合福祉センター	○	—	地域包括支援センターを含む総合福祉センターと保健センターの複合化が実施された。今後も誘導区域内での維持が望ましい。
		保健センター	○	—	
		地域包括支援センター	○	—	
		高齢者施設	—	○	自動車による送迎サービスを基本としているため、都市機能誘導区域内への立地の必要性は低く、居住地周辺にバランスよく立地していることが望ましい。
障害者施設	—	○			
子育て支援	子育て	小中学校	○	—	小学校の統廃合が神川中学校周辺で計画されており、複合的な役割をもつ拠点となることから維持が望ましい。
		幼稚園・保育所	—	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
		学童保育所	—	○	統廃合が予定されている小学校の立地状況から調整して検討することが望ましい。
生活サービス	商業	食品及び日用品等を扱う小売店舗 (店舗面積500㎡以上)	○	—	都市機能誘導区域内に1軒立地しており、拠点を担う都市機能誘導区域の利便性を確保するため、維持・誘導が望ましい。
		食品及び日用品等を扱う小売店舗 (店舗面積500㎡未満)	○	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
	金融施設	郵便局(ATM)	—	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
		銀行等(ATM)	○	○	

■誘導施設の参考

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又はに日の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●㎡以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●㎡以上の診療所
金融機能	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典:国土交通省

5. 誘導施設の設定

誘導施設は、町民の共同の福祉や利便のために必要な施設であり、拠点市街地の利便性を高める施設として、都市機能誘導区域内に維持又は新たに誘導を図る必要がある施設を位置づけます。

■届出の対象となる誘導施設

都市機能		誘導施設	本町における対象施設
公共 公益	行政	町の中心的な行政機能や行政サービスの窓口機能を有する施設	町役場
	コミュニティ	まちの賑わいを生み出す施設	中央公民館 中央公民館展示室 就業改善センター
	文化施設		
医療 福祉	保健福祉	高齢者、障害者の健康増進、生きがいづくりのための交流の場として、包括的に支援する施設	総合福祉センター 保健センター及び分室 地域包括支援センター
子育て 支援	子育て	教育の拠点となる施設 統廃合により複合的な拠点を持つ施設	小中学校
生活 サービス	商業	食料品や日用品等を取扱う施設のうち、店舗面積が 500 ㎡以上の商業施設	商業施設 (食品スーパー、ドラッグストア等)

